# (1) 広域化・共同化計画策定マニュアルの改訂(案)について

総務省 農林水産省 国土交通省 環

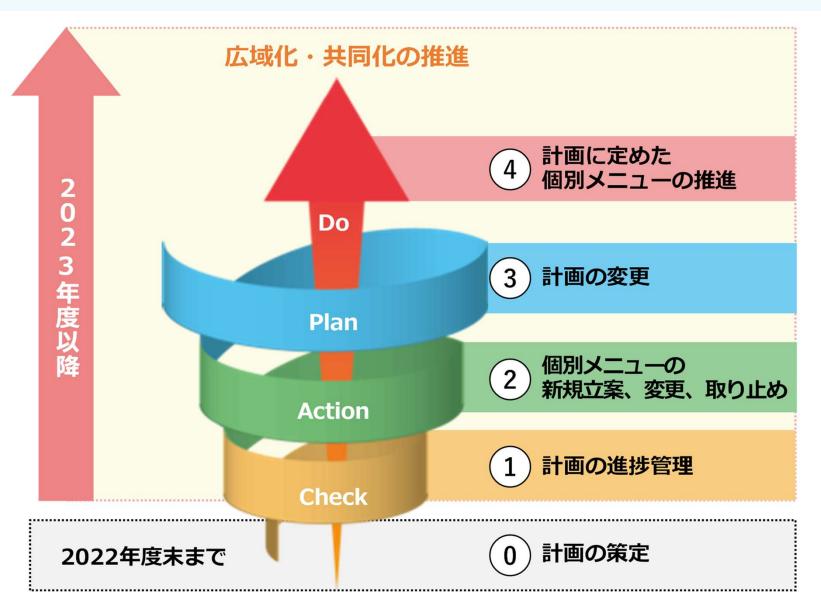
### 議事内容

広域化・共同化計画策定マニュアルの改訂(案)について

- ① 広域化・共同化計画策定マニュアルの改定方針
- ② 前回分科会の結果
- ③ マニュアル改定後の名称、目次構成
- ④ 各都道府県からの要望事項
- ⑤ 各章での記載事項

#### ① 広域化・共同化計画策定マニュアルの改定方針

マニュアル改定は、実施段階移行後の ①Check (進捗管理)、②Action (新規立案、変更、取り止め)、③Plan (計画の変更)、④Do (個別メニューの推進)の各ステップを補完し、広域化・共同化を推進することを目的とする。



#### ② 前回分科会の結果



#### 主な意見

- 広域化・共同化の推進にあたっては、脱炭素、資源循環、 ウォーターPPPを始めとする官民連携等も合わせて推進でき るように留意
- 進捗管理は、計画に記載された広域化・共同化メニューの熟度が都道府県によって記載レベルが異なること、都道府県・市町村の職員の業務過多を考慮し実施
- 事例集には、取組の経緯や合意形成に至らなかった事例も 含めて整理

#### ③ マニュアル改定後の名称、目次構成

#### 改定後の名称

第8回広域化・共同化検討分科会において、令和4年度末までの「計画策定段階」の「広域化・共同化計画策定マニュアル」の改定としていたが、「個別メニューの実施段階」への移行を踏まえ「広域化・共同化計画実施マニュアル」を新たに策定

#### 実施マニュアル 目次構成

マニュアルの策定方針である「CAPDのスパイラルアップによる広域化・共同化計画の推進」に基づき、以下の目次構成とする

第1章:総論

第2章:計画の進捗管理(Check)

第3章:個別メニューの新規立案、変更、取り止め(Action)

第4章:計画の変更(Plan)

第5章:個別メニューの推進(Do)

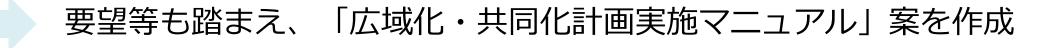
### ④ 各都道府県からの要望事項等

#### マニュアルの内容に関する要望

- 計画に記載した各メニューの実施に係る具体的な作業手順、手続き (法令含む)、役割分担、プロセス、計画の見直しや変更の進め方等
- 集落排水やし尿関係等を統合する際の廃掃法の適用の事例等
- 統廃合に伴う雨天時浸入水対策や補助金返還等の手続き等

#### 進捗管理表の改善要望

- 進捗管理表のカスタマイズ化と計画変更手続きの明確化
- 取組内容や進捗状況を適切に管理するため、連携メニューや進捗評価の項目の変更及び追加ができるような自由度の設定や計画時に作成したロードマップを記載または貼付けができるような改善
- 新規メニューの追加及び廃止した場合の進捗管理表及び広域化・共同化計 画の取り扱いや更新・変更手続きの明確化



## ⑤ 各章での記載事項

|     |        | 段階                          | 目 次 構 成   | 記載の考え方  |
|-----|--------|-----------------------------|---|---|
| 第1章 | 総論     |                             | 広域化・共同化計画推進の必要性<br>CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進<br>マニュアルの適用範囲<br>広域化・共同化計画の位置づけ<br>広域化・共同化計画の推進体制<br>関連計画との調整<br>脱炭素・資源循環・官民連携・DXの推進<br>事例集の活用                            | <ul><li>広域化・共同化推進の必要性を説明した<br/>上で、推進にあたっての関連事項等を解説</li></ul>                                      |
| 第2章 | Check  | 進捗管理の方法                     | 計画の策定状況<br>進捗管理の必要性と目的<br>進捗管理の方法<br>経営改善効果の測定  | <ul><li>進捗管理の必要性と方法を解説</li></ul>  |
| 第3章 | Action | 個別メニューの<br>新規立案、<br>変更、取り止め | 新たな個別メニューを立案した場合<br>個別メニューの変更が生じた場合<br>個別メニューの取り止めが生じた場合  | <ul><li>● 個別メニューの新規立案、変更、取り止めが<br/>生じた場合の取扱いを解説</li></ul>   |
| 第4章 | Plan   | 計画の変更                       | 広域化・共同化計画の変更  | ● 計画に変更が生じる場合の取扱いを解説  |
| 第5章 | Do     | 個別<br>メニュー<br>の推進           | 広域化・共同化を実施する手法<br>事業統合<br>経営の一体化<br>汚水処理の共同実施<br>汚泥処理の共同実施<br>施設の広域監視<br>計画・調査委託の共同発注<br>水質検査・特定事業場排水指導の共同発注<br>維持管理業務の共同発注<br>災害時対応の共同化<br>庁内事務の共同化<br>PR・広報活動の共同化 | <ul> <li>広域化・共同化を実施するための手続き<br/>方法を紹介</li> <li>ハード・ソフトの個別メニュー毎に取組<br/>を推進する上での留意事項等を解説</li> </ul> |

#### 目次構成

#### 章番号

#### 目次項目

| 1-1 | 広域化・共同化計画推進の必要性        |   |  |
|-----|------------------------|---|--|
| 1-2 | CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進 |   |  |
| 1-3 | マニュアルの適用範囲             |   |  |
| 1-4 | 広域化・共同化計画の位置づけ         | <ul><li>広域化・共同化推進の必要性を説明した上で、</li></ul> |  |
| 1-5 | 広域化・共同化計画の推進体制         | 推進にあたっての関連事項等を解説                        |  |
| 1-6 | 関連計画との調整               |   |  |
| 1-7 | 脱炭素・資源循環・官民連携・DXの推進    |   |  |
| 1-8 | 事例集の活用                 |   |  |



- 着実な事業実施のため、CAPDのスパイラルアップの考え方を提示(1-2)
- 国・県・市町村の役割を明文化し、再認識いただく(1-5)
- 事業実施する上での推進体制や調整が必要となる関連計画を記載(1-6)
- 脱炭素・資源循環・官民連携・DX等の連携を記載(委員意見) (1-7)
- CAPDにより再編した事例集の活用を記載(1-8)

#### 1-2 CAPDによる広域化・共同化計画の着実な推進

広域化・共同化計画は、①Check(進捗管理)、②Action(新規立案、変更等)、 ③Plan(計画変更)、④Do(個別メニューの推進)の4つのステップを繰り返し、着 実な事業推進を図るものとする。



#### 記載のポイント

● 広域化・共同化計画が、計画策定から事業実施の段階に移行したことを 踏まえ、着実な事業推進に向けCAPDのスパイラルアップの必要を明示

#### 1-5 広域化・共同化計画の推進体制

広域化・共同化計画の推進は、国・都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき役割を認識した上で、お互いの連携の元、取組を進めることが求められている。取組は、中心的役割を期待されている都道府県による進捗管理を起点として、都道府県と市町村等が連携して個別メニューの検討、合意形成を図り、事業化に取組むこととする。また、検討にあたっては、汚水処理に係る部局(下水道、集落排水、浄化槽)のみならず、し尿処理部局も参画することが望ましい。

また、下水道公社や日本下水道事業団などの公的機関による補完も有効である。



- 再確認の意味合いも込め、地方自治法で定められた国・都道府県・ 市町村の役割分担を明記
- 特に都道府県においては、進捗管理、流域下水道としての事業実施を 鑑み中心的な役割を担うことの必要性を記載

#### 1-6 関連計画との調整

広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の汚水処理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画と調整しつつ、取組を進めるものとする。 なお、都道府県構想の見直しの際には、必要に応じて広域化・共同化計画についても 見直しを図ることとする。



#### 記載のポイント

広域化・共同化計画の事業化の過程で支障が生じないよう、必要となる各種関連計画との調整について留意事項として明記

#### 1-7 脱炭素・資源循環・官民連携・DXの推進

下水道事業の脱炭素・資源循環を推進するにあたっては、広域化・共同化によりスケールメリットを確保し、取組推進に係るコスト低減、事業効果の最大化を図ることが有効である。

広域化共同化の推進の際には、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を活用することで、より効率的な事業実施に期待できる。

また、官民連携の導入についても、広域化・共同化によりスケールメリットが確保 されることにより、導入効果が拡大することを踏まえ、より積極的に検討することが 望ましい。



#### 記載のポイント

● 社会的要請を踏まえ、広域化・共同化と脱炭素・資源循環の一体的な推進と 共に、導入効果を増進するため、官民連携・DX活用の必要性を記載

#### 1-8 事例集の活用

広域化・共同化計画推進にあたっては、本マニュアルの他、別途公表している「下水道事業における広域化・共同化の事例集」(令和6年3月)を活用し、先行事例を参照した上で、関係者への事例紹介、具体的な検討、合意形成を進めて行くことが有効である。



- CAPDにより再編した事例集の掲載内容を提示すると共に、事例集活用の有効性を記載
- 5章の個別メニューの解説においても、関連する事例集を紹介し、 マニュアルから事例集への参照を分かりやすく編集

#### 第2章:計画の進捗管理

## 目次構成

#### 章番号

#### 目次項目

| 2-1 | 計画の策定状況     |   |
|-----|-------------|---|
| 2-2 | 進捗管理の必要性と目的 | 広域化・共同化計画の策定状況を把握した上     で、都道府県における進捗管理の必要性と目 |
| 2-3 | 進捗管理の方法     | 的を定め、その方法等について解説                              |
| 2-4 | 経営改善効果の測定   |   |



## 記載のポイント

 進捗管理における都道府県と市町村の役割と方法、取扱いの明確化 (2-3)

#### 第2章:計画の進捗管理

#### 2-3 進捗管理の方法

広域化・共同化計画の進捗管理にあたっては、定期的かつ継続的に個別メニューの 進捗状況の把握に努めること。



- 広域化・共同化計画進捗管理表を都道府県が作成する。
- 広域化・共同化計画進捗管理表は進捗を管理する上で最低限度を示したものであり、独自の項目を設けることを妨げるものではない
- 広域化・共同化計画進捗管理表をさらに詳細にするなどの意見もあるがよりきめ細やかな進捗管理をする場合は都道府県独自で必要に応じて対応
- 都道府県は市町村の個別メニューごとの進捗を管理
- 広域化・共同化の推進をするため、進捗状況の把握や取組の水平展開のため、国への提出を求める可能性もある

#### 第3章:個別メニューの新規立案、変更、取り止め

#### 3-1 新たな個別メニューを立案した場合

公表済の広域化・共同化計画に定めのない新たな個別メニューを立案し、事業化を 図る場合、速やかに各都道府県が運用する進捗管理表に追記すると共に、広域化・共 同化計画を変更し、当該メニューを広域化・共同化計画に定めるものとする。



- ●新たな広域化・共同化の個別メニューを立案した場合、速やかに各都道府県 が運用する進捗管理表に記載し、適切に進捗管理を行う。
- ●変更が生じた場合も同様に変更内容を進捗管理表に反映を行う。
- ●何らかの理由により事業化が困難と判断され、事業化を取り止めとなった場合には、進捗管理表に取り止めとなった旨を記載する。

#### 4-1 広域化・共同化計画の変更

広域化・共同化計画の変更は、上位計画である都道府県構想にならい、5年に1回の 定期的な点検を基本とした上で、社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直 し、関連技術の大幅な進展により、多くの住民の利害に影響が生じる新たな個別メ ニューの立案や中止等の変更があった場合には必要に応じて見直しを行うこととする。

#### (参考) 都道府県構想の点検・見直しの考え方

#### (2) 点検・見直し(都道府県)

定期的な点検を行う期間は、5年に1回を基本とする。点検内容は、都道府県構想の進捗状況、 都道府県構想策定(または見直し)時の将来人口の想定値及び実績等を確認し、差異が生じた場合には、都道府県構想の見直しを速やかに行うものとする。

また、都道府県は、都道府県構想策定後の時間経過に伴う社会情勢の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し、関連技術の大幅な進展等があった場合、必要に応じて都道府県構想の見直しを行うものとするが、都道府県構想の見直し時期に関わらず、市町村は、地域の社会情勢の変化等に応じ、随時、適切に市町村の汚水処理の構想の見直しを行うことが必要である。そのため、都道府県は、市町村が汚水処理の構想の見直しを行うための点検方法や点検時期、見直しを行う判断基準等の考え方を都道府県構想策定時に示す必要がある。

出典:持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

#### 第5章:個別メニューの推進

#### 目次構成

#### 章番号

#### 目次項目



## 記載のポイント

地方自治法、下水道法、民法に よる各実施手法のポイントを 解説

各広域化・共同化メニューの 実施方法、事業化フロー、 留意事項を解説

#### 5-1 広域化・共同化を実施する手法

・地方自治法に基づく広域化・共同化

地方自治法の広域化・共同化の制度

#### 法人の設立を要しない簡便な仕組み

- 協議会
- ・機関等の共同設置
- ・事務の委託
- ・連携協約

- ・ 事務の代替執行
- ・指定管理者
- ・公の施設の区域外設置

#### 別法人の設立を要する仕組み

・一部事務組合

- ・広域連合
- ・下水道法に基づく広域化・共同化の制度

流域下水道、協議会制度(広域化・共同化推進の協議の場)

- ・民事上の委託契約



▶ 各手法の特徴や法的制限 (できること、できないこと) 等の考え方を説明

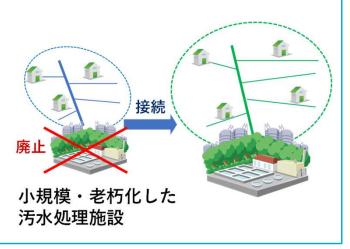
#### 5-4 汚水処理の共同実施

#### ケース 1 汚水処理施設の統廃合

#### 方法

小規模で老朽化した汚水処理 施設を廃止し、隣接する汚水処 理施設に汚水管渠で接続する。

#### 事業概要

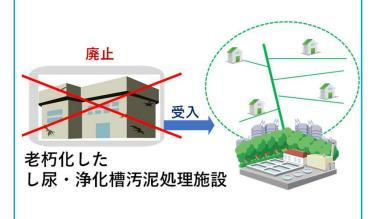


#### ケース 2 し尿・浄化槽汚泥の受入

#### 方法

老朽化したし尿・浄化槽汚泥処理施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥を下水道施設に投入し、処理場施設で処理する。

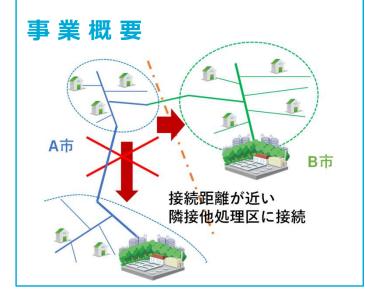
#### 事業概要



#### ケース 3 流下先の見直し

#### 方法

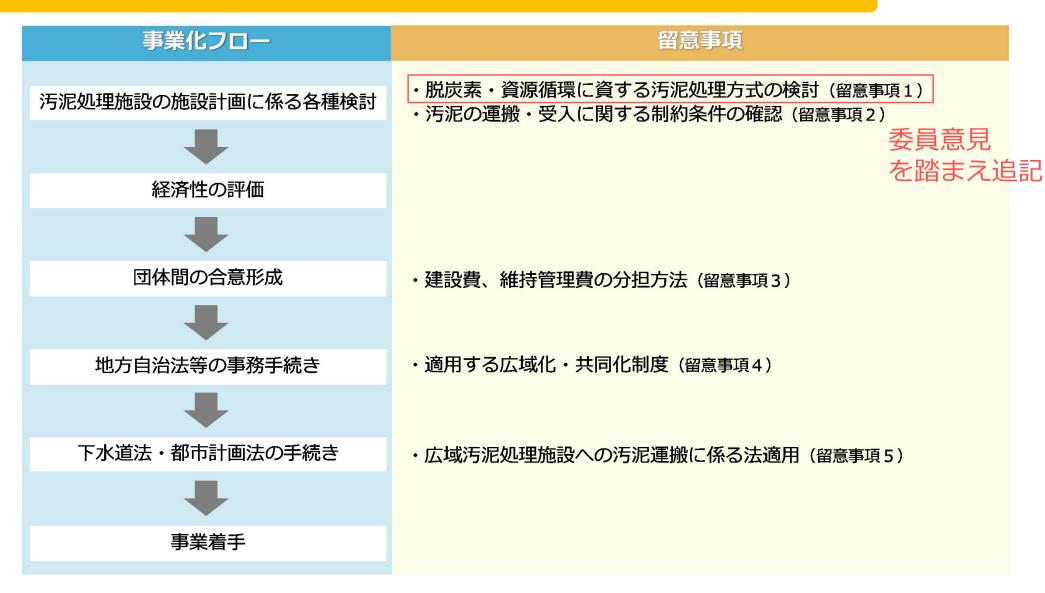
新たに汚水処理区域を整備する にあたり、当初予定された流下先 でなく、接続距離の近い隣接する 他市町村の汚水処理区域に接続 する。



## 5-4 汚水処理の共同実施を進める上での事業化フローと留意事項

| 事業化フロー             | 留意事項  |  |  |  |
|--------------------|---|--|--|--|
|                    |   |  |  |  |
| 統廃合の施設計画に係る各種検討    | ・雨天時時浸入水対策の検討 (留意事項1)<br>・し尿・浄化槽汚泥等、一般廃棄物受入に係る廃掃法の適用    |  |  |  |
|                    | (留意事項2)   |  |  |  |
| 経済性の評価             |   |  |  |  |
| -                  |   |  |  |  |
| 団体間の合意形成           | ・建設費、維持管理費の分担方法 (留意事項3)<br>・流域下水道へ接続する場合の過年度分建設負担金の取り扱い |  |  |  |
|                    | (留意事項4)   |  |  |  |
| 公有財産の処分に係る法手続き     | ・公有財産の移管・廃止に係る事務手続き(留意事項5)                              |  |  |  |
| -                  |   |  |  |  |
| 地方自治法等の事務手続き       | ・適用する広域化・共同化制度(留意事項6)                                   |  |  |  |
| -                  |   |  |  |  |
| 下水道法・都市計画法・廃掃法の手続き | ・公共下水道から流域下水道への変更 (留意事項7)<br>・廃止施設の廃掃法上の取扱い (留意事項8)     |  |  |  |
| -                  | ルロエルのはス・ファルロルエ・フェベルベ・(田心子六 O)                           |  |  |  |
| 事業着手               | ・施設廃止に関する補助制度や起債の活用(留意事項9)                              |  |  |  |
|                    |   |  |  |  |

#### 5-5 汚泥処理の共同実施を進める上での事業化フローと留意事項



#### 5-5 脱炭素・資源循環に資する汚泥処理方式の検討

国水下企第 99 号 令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県下水道担当部局長 殿 各政令指定都市下水道担当部局長 殿 (上記、各地方整備局等経由)

> 国土交通省水管理・国土保全局下水道部 下水道部長 (公印省略)

#### 発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について

下水道法第 21 条の 2 第 2 項において、「発生汚泥等の処理に当たつては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならない」と規定しているところ、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現、さらには、食料安全保障の強化に向けた生産資材の国内代替転換等が重要課題となっている中で、下水汚泥のエネルギー・肥料としての利用に対する必要性が一層高まっているところである。

特に、肥料としての利用については、「食料安全保障強化政策大綱」(令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)において、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨が示された。

このような背景を踏まえ、下水道事業を通じた循環型社会の実現への貢献を更に拡大するべく、 今後の発生汚泥等の処理に関する基本的考え方を下記の通り定めたところ、本方針を十分に御了知 の上、下水道事業の実施に努めていただくようお願いする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

#### 発生汚泥等の処理に関する基本的考え方

- 下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。
- 焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討する。



#### 記載のポイント

- 汚泥処理の共同実施により、スケールメリット によるコスト低減効果が期待できること
- 下水道分野における脱炭素推進の重要性 汚泥が保有する高いエネルギーポテンシャル、 窒素・リン資源としての有用性 を鑑み、脱炭素・資源循環に資する汚泥処理 方式の導入について検討することを記載

出典:国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道部長通知 「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について|

## 5-7 計画・調査委託の共同発注

| 事業化フロー             | 検討事項  |  |
|--------------------|---|--|
| 共同発注する計画・調査委託内容の検討 |   |  |
| -                  |   |  |
| 共同で実施する方法の検討       | ・共同実施の範囲と適用する広域化・共同化の実施方法(留意事項1)<br>・共同実施する場合の費用負担(留意事項2) |  |
|                    |   |  |
| 発注資料の作成            | ・共同実施の範囲に応じた契約約款の作成(留意事項3)                                |  |
|                    | 海田才之广域化,共同化制度(阿辛惠克人)                                      |  |
| 地方自治法等の事務手続き       | ・適用する広域化・共同化制度(留意事項4)<br>・民事上の委託を行うための覚書の作成(留意事項5)        |  |
|                    |   |  |
| 受託者の募集・選定          |   |  |
|                    |   |  |
| 契約交渉<br>           |   |  |
|                    | ・公募型プロポーザル方式で受託者選定する場合の契約交渉の方法(留意事項6)                     |  |
| 委託業務の契約            |   |  |
| <b>采訂世界の</b> 中性    | 記載のポイント   |  |
| 委託業務の実施            | • モデル地域支援の検討を通じて  |  |
|                    | 把握した留意事項について解説  |  |